

食安輸発第0919004号
平成19年 9月 19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

米国産食品等に係る殺菌方法の確認について

標記については、平成19年度輸入食品監視指導計画（平成19年3月23日付け官庁報告。以下「監視指導計画」という。）、平成17年6月10日付け食安輸発第0610002号、平成18年10月30日付け事務連絡及び平成19年6月1日付け食安輸発第0601001号にて実施しているところです。

先般、健康食品素材の原料として輸入された大豆発酵抽出物であるイソフラボンに放射線照射の可能性があると、輸入者が自主的に回収を行っている事例について、米国政府に対し確認を行ったところ、大豆発酵抽出物は、米国において調味や香料等として原料の一部に使用される乾燥野菜に該当し、放射線照射による殺菌が認められるものであることが確認されました。

については、今後、米国産の農産物の乾燥品及び粉類であって、健康食品の原料として使用される食品については、輸入者を通じて、輸入の都度、製造者からの文書入手し、放射線照射が行なわれていない旨の確認を行うよう対応方お願いします。